

10-3：災害時における一時避難施設利用に関する協定 (ポリテクセンター加古川)

加古川市（以下「甲」という。）と独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部兵庫職業能力開発促進センター加古川訓練センター（以下「乙」という。）とは、乙が管理する施設を一時避難施設として利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の施設の一部を、近隣住民等の一時避難施設として利用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設は、乙が管理する加古川訓練センター（加古川市東神吉町升田1688番地の1。以下「乙の施設」という。）とする。

（協力内容）

第3条 乙は、市内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、甲の要請に基づき、可能な範囲で、乙の施設を一時避難施設として提供するものとする。

（要請の手続）

第4条 前条の要請は、別に定める「一時避難施設提供要請書（様式）」（以下「本件要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、甲は乙に対して、口頭により前条の要請をすることとし、後日、速やかに本件要請書を送付するものとする。

（一時避難施設の利用範囲）

第5条 第3条の規定により乙が提供する一時避難施設としての利用範囲は、原則として乙の施設の本館2階及び3階の空きスペースとする。空きスペースの使用範囲については、災害の規模又は状況に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

（利用条件及び利用期間）

第6条 一時避難施設の利用は、原則として、乙の施設の業務時間内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに限定する。

2 一時避難施設の利用期間は、原則として、乙の施設周辺の災害が収束するまでとする。なお、当該利用期間が終了したときは、甲の責任において一時避難施設から避難者を退去させるものとする。

（費用負担）

第7条 甲の一時避難施設利用に関しては、無料とする。

(損害賠償)

第8条 この協定に基づき、乙が提供した一時避難施設の設備等の損害が生じた場合の対応については、特別な事情がある場合を除き、甲が行う。この場合において、原状回復に要する費用が発生したときにおける負担額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期限は毎年度3月31日とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する

平成29年9月14日

甲 加古川市加古川町北在家2000
加古川市
加古川市長 岡田康裕

乙 加古川市東神吉町升田1688-1
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部
兵庫職業能力開発促進センター加古川訓練センター
センター長 山田康之